

【資料－3】行政刷新会議への意見書

平成23年1月20日

行政刷新会議 御中

日本チェーンドラッグストア協会
会長 寺西 忠幸

「調剤ポイント付与」を論拠とした調剤報酬引き下げに対する意見

日々、国民のより豊かな生活を目指し、議論を重ねておられることと存じます。
さて、平成22年12月22日に、行政刷新会議ライフイノベーションWGにおきまして、厚生労働省保険局の回答に対する反論が、委員より書面にて提出されました。

その内容は次の通りであったと記憶しております。

- ①H21年6月の保険薬局の利益率は6.0%（個人7.7%、法人6%）であった。
- ②仮に24点に一律にしても実質は1.8%（978億円÷53,955億円×100）である。
- ③ドラッグストアなどは、調剤に1～3%にポイントを付けている。
- ④こうした状況から現行の調剤点数（40点）でも1～3%の値下げ（24点へ）は可能
こうした意見に対しまして、いくつかの疑問がございます。
このご意見につきまして、私どもの見解をお伝えいたします。

1. ドラッグストアにおける調剤ポイント1%とは

- ①一般認識として、保険医療費における個人負担は3割とされているが、実際の調剤における患者負担分は、調剤総金額の21.9%（厚生労働省調べ）である。
- ②その個人負担分（21.9%）に1%のポイントがつくと、調剤総金額におけるポイントは0.219%（患者負担分21.9×1×1/100）となる。
- ③WGでは調剤ポイントは100円につき、1～3円のポイントが付与されているとの指摘であったが、実際は、調剤100円につき、0.219円なのである。
- ④従って、ドラッグストアにおけるポイント1%とは、調剤以外の商品は1%となっているが、調剤については0.219%なのである。
→ どうみても「調剤ポイント」の%数値を、そのまま調剤点数削減の論拠にするには無理があるといえます。

2. ドラッグストアの経営における、調剤ポイントの位置づけ

- ①上場ドラッグストアの経常利益率は、概ね1.5～4%の範囲である。
- ②ドラッグストアにおける売上げに対する販売促進費は、概ね1～2%の範囲である。
顧客サービスのためのポイントは、この販売促進費として処理されている。
- ③現在のチェーンドラッグストアにおける調剤の売上構成比は、企業全体の5.2%であり、調剤外の商品の売上構成比率は94.8%である。
- ④顧客の支払い金額に1%のポイントを付与した場合、調剤が0.219%、調剤以外の商品は1.0%であり、販売促進費としてのポイントは、企業全体で約0.96%の付与となる。
※（調剤比率5.2×0.219×1/100）＋（他94.8×1.0×1/100）＝0.959

→ 他の商品も同様だが、調剤ポイントは販売促進費コスト内で処理しており、その金額および割合は、きわめて小さいのが現状なのです。

3. 調剤に他の商品同様にポイント付与した経緯（顧客からの強い要望が背景）

周知のとおりドラッグストアチェーンには、同じ企業で調剤を併設する店舗と調剤を行っていない店舗とがあります。（現在、調剤を行っていない店舗が圧倒的に多い）

調剤以外の商品においては、同チェーンなら、どの店に行ってもポイントが付くのだが、「調剤を受けてもポイントが付かないのはおかしい」という、顧客からのクレームが相次いでいました。

これまで各社は顧客の要望には応えたいが、保険調剤という性格からポイント付与を差し控えておりました。

ところが、某雑誌で「調剤ポイント解禁・法的問題なし」の報道を受け、チェーンドラッグストア企業各社は販売促進費計上のもと「調剤ポイント付与」に踏み切ったのです。

4. 貴会議（WG）の内容に関する疑問と要望

他の流通業者も同様ですが、今や、競争の厳しいチェーンドラッグ企業各社は、顧客の満足と収益の最大化という、一見矛盾した2つのテーマを両立させるために、極限の合理化や効率化を図り、事業を行なっております。こうした経緯から、顧客の求めに応じ、販売促進費より捻出したコストで調剤ポイント付与を実施しております。

もし、こうした各社の経営努力を行って顧客の求めに応じた調剤ポイントの付与が、調剤報酬引き下げの論拠とされるのであれば大変心外であり、怒りさえ覚えます。

さらに、何故調剤ポイント1%（調剤総額の0.219%）が「現行の調剤点数でも1~3%の値下げが可能という証左」になるのか、その算出根拠をぜひご説明頂きたいと考えます。

調剤ポイントの法的可否や、調剤報酬引き下げ可否の議論は別として、それでも「調剤ポイント」が調剤報酬引き下げの論拠とされるならば、我々としては不本意ながら業界でポイント付与を自粛しなければならないと考えております。

また、これによって一般生活者が直接的な不利益を被ることになりますが、「ポイント付与は無くなって良い」とする、顧客への説明と責任を、これを指摘された方々がどうとられるのかお聞かせ頂きたいと思えます。

貴会議が調剤における保険制度について検討されるのであれば、ぜひもう少し実態の構造について解析されることを希望いたします。

本件に関し、何かありましたら、下記にメールでご連絡下さいますようお願い申し上げます。

【回答送付先】日本チェーンドラッグストア協会

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第二ビル4F

TEL 045-474-1311 FAX 045-474-2569

Eメール sec@jacds.gr.jp